

沿道地区計画届出書添付書類

1 建築物の新築・改築・増築を行う場合

委任状（様式有）

案内図（縮尺任意）

配置図（ $S = 1 / 200$ 以上）

敷地が沿道整備道路に接する場合は、敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ（沿道整備道路に湾曲がある場合は、敷地両端の隣地境界点を結んだ線分の長さ）と建築物の沿道整備道路に面する部分の長さ（沿道整備道路若しくは上記線分に水平投影）を表示すること。

間口率の計算式

敷地が用途地域の二以上にまたがる場合は、その境と面積を表示すること。

垣若しくは柵を設ける場合は、その位置と断面を表示すること。

壁面の位置の制限がある場合は、道路から壁面までの有効距離を表示すること。

（イとウの区域）

各階平面図（ $S = 1 / 200$ 以上）

建築物が沿道整備道路から奥行20mラインの内外にわたる場合は、20mの線を表示すること。

二面以上の建築物の立面図（ $S = 1 / 200$ 以上）

沿道整備道路の中心からの高さ5mのラインを表示すること。

屋根・外壁の色を表示すること。（ア以外の区域）

二面以上の建築物の断面図（ $S = 1 / 200$ 以上）

建築物の構造に関する防音上の制限について（以下の性能を添付書類に明示すること）

ド ア：JIS A4702に規定するT-1等級以上の遮音性能を有するものとする

マ ド：JIS A4706に規定するT-1等級以上の遮音性能を有するものとする

ガラス：厚さ5mm以上のものとする

換気扇：開閉装置付きのものとする（壁取付型の場合）

給気口：開閉装置付きのものとする

2 土地の区画形質の変更を行う場合

委任状（様式有）

案内図（縮尺任意）

設計図（ $S = 1 / 200$ 以上）

垣若しくは柵の断面図（ $S = 1 / 100$ 以上）

垣若しくは柵を設けない場合は不要。

注 縮尺は建築確認申請と同一であれば可です。

上記の添付書類をA4判左綴じし、2部（正・副）提出して下さい。

届出は、行為着手の30日前までに必ず行ってください。

当該届出に係る事項のうち設計又は施行方法に変更が生じた場合は、変更部分の行為着手の30日前までに「行為の変更届出書」（様式有）の提出が必要となります。